

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一避難所の設置の項中「一〇〇人一日当たり、三〇、〇〇〇円」を「一人一日当たり、三〇〇円」に改め、同表応急仮設住宅の項中「二、三四二、〇〇〇円」を「二、三二六、〇〇〇円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一七、二〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「三六、七〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三二、六〇〇円」を「三二、八〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「三九、三〇〇円」に、「六〇、一〇〇円」を「六〇、五〇〇円」に、「四九、五〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「七五、四〇〇円」を「七五、九〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同欄第二号中「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一三、八〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、四〇〇円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十二条関係）

職別	種別	日 当	旅費及び宿泊料	超過勤務手当
医師及び歯科医師		一人一日当たり 二 四、三〇〇円以内	職員の旅費に 関する条例（昭 和二十八年広島 県条例第二十三 号）に定める行 政職五級の職務 相当額	勤務一時間当 たりの給与額（ 日当を八で除し た額）に、職員 の給与に関する 条例（昭和二十 六年広島県条例 第二十二号）第 十五条第一項に 規定する割合を 乗じて得た額
薬剤師、診療放射線 技師、臨床検査技師、 臨床工学技士及び歯 科衛生士		一人一日当たり 一 七、八五〇円以内		
保健師、助産師、看 護師及び准看護師		一人一日当たり 一 五、六五〇円以内		
救急救命士		一人一日当たり 一 八、〇五〇円以内		
土木技術者及び建築 技術者		一人一日当たり 一 七、九〇〇円以内		
大工		一人一日当たり 一 六、九〇〇円以内		

左官	一人一日当たり 四、八〇〇円以内	とび職	一人一日当たり 五、七〇〇円以内	令第十条第五号から 第十号までに規定す る者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料と してその一〇〇分の三の額を加算した額以内
----	---------------------	-----	---------------------	------------------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。